

## 「法定」と「所定」について

「法定労働時間」と「所定労働時間」または「法定休日」と「所定休日」。似ているようですが実はちょっと違います。今回は勘違いされることが多い「法定」と「所定」の違いについて簡単に整理いたします。

### ① 「法定」とは

「法定」とは労働基準法で決められているという意味です。たとえば労働時間であれば「1日8時間以内、1週間で40時間以内しか働けない」、休日であれば「1週間で1日以上、もしくは4週間あたりで4日以上のお休みを与えないといけない」と決められています。会社は最低限この範囲は守らなければいけません。

### ② 「所定」とは

一方「所定」とは、労働基準法で決まっている範囲内で会社がそれぞれ任意に定めるという意味です。例えば労働時間では「始業9時～終業17時（うち休憩1時間）の7時間労働」、休日では「毎週土・日休みの週休2日制」などがそれにあたります。

### ③ 無駄に払ってませんか？

法律では「①」の労働時間を超えた、もしくは休日に働かせた場合に割増賃金を払うように言っています。ということは所定労働時間7時間の会社で1時間残業させたり、週休2日の会社で、ある1日に休日出勤させても割増賃金の支払いが必要がないということになります（※ケースによっては必要な場合があります）払わないでいいところを25%払っていたり、25%の支払いで済むところを35%払っているなど、「もしかしたら・・・」と思われたら一度ご確認を。

### ☆ 編集後記 ☆

ふとしたきっかけで知り合いからバジルを分けていただき、自宅のベランダで育てています。

朝起きて水やりをするだけですが、日々成長していくその姿を見てニヤニヤしています。

バジルは水さえやっければどんどん繁殖しますし、しかも食べられるとあって、無精者の私にはうってつけです(^\_^)



ポーポーです

## みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F

Tel : 06-6809-5092

Fax : 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士  
谷口 史晃